

第六十号議案

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「江戸川区内」を「江戸川区（以下「区」という。）の区域内」に改め、同条第二項第一号中「により保護」を「による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付」に改め、同項第三号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第六条の三第八項」を、「又は」の下に「同法第六条の四第一項に規定する」を加える。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（医療証の交付）

第四条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その養育する対象者について、規則で定めるところにより、江戸川区長（以下「区長」という。）に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

第六条第一項中「前条」を「第四条」に改める。

第七条の見出しを「（届出義務）」に改め、同条中「第五条」を「第四条」に改め、「又は医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるとき」を削り、同条に次の一項を加える。

2 保護者は、対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場

合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、保護者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第七条の二を次のように改める。

（損害賠償請求権の譲渡）

第七条の二 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第九条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「、偽りその他の不正な行為によつて」を削り、「ある」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「助成した」を「当該助成を受けた」に改め、「一部」の下に「（第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によつて生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）」を加え、同条に次の各

号を加える。

一 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

二 第七条第二項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

三 第七条の二第一項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

四 第七条の二第二項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

第九条に次の一項を加える。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第七条、第七条の二及び第九条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（説明）

第三者行為に係る医療費助成の求償の規定を設けるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。